

## 経営会議の内容

件名	大和山市税条例の一部改正（わがまち特例等を規定）について
所管部	総務部
日時・場所	平成26年 4月22日（火）10:00～10:30 政策会議室
出席者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、教育部長、消防長、議会事務局長、資産税課長、収納課長
提出理由	地方税法の改正に伴い、市税条例を一部改正するにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	<p><b>【主な意見等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の各省庁の意向によって、順次わがまち特例の対象施設が追加されてきているのが状況であり、これまで国が定めていた基準により特段の支障がないのであれば、参酌基準のとおり条例に定めることでいいのではないかと考えられる。</li> <li>・これまで国が定めていた参酌基準のとおりにするという判断もあると思うが、公害防止や環境意識の啓発などの視点から、下水道除害施設の設置を誘導していくような特例割合の定め方があってもよいのではないか。</li> </ul> <p>（所管部）廃液処理施設に係る減額の特例割合について、参酌基準よりも優遇するか厳しくするかは、それぞれにメリットとデメリットがある。ただ、一般的に廃液処理施設を扱うのは、自動車整備工場やガソリンスタンドが多く、本市内のは零細的であり、大規模なものが無い現状を踏まえると、国が示す参酌基準と別の特例割合をあえて定める必要性までは見いだせない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模建築物の耐震改修に係る固定資産税の減額については、申告の手続きを条例に定めるとしているが、減額の割合は定めなくてよいのか。</li> </ul> <p>（所管部）わがまち特例については、市町村が条例で特例割合を定めることになっているが、耐震改修に係る固定資産税の減額については、地方税法に減額する割合が規定されているため、市町村が条例で定めるのは申告手続きに関する事項のみで足りる。</p>
会議結果	案のとおり、進めていく。